明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（九九）　九
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（一〇〇）　一〇
○地方自治法の一部を改正する法律（一〇一）　一〇
○民法等の一部を改正する法律（一〇二）　一二
○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（一〇三）　一四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（一〇四）　三
○法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（一〇五）　三

〔政　令〕

○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三八二）　三四
○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令（三八三）　三四
○民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三八四）　三五

〔府　令〕

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（内閣府六五）　三五
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働三）　三五

〔省　令〕

○民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一六七）　三七

〔告　示〕

○内閣府設置法、デジタル庁設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和四年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件（内閣官房・内閣府・デジタル庁・復興庁一）　四四
○児童福祉法第十二条の三第三項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（厚生労働三六四）　四六

本号で公布された法令のあらまし

◇消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（法律第九九号）

（消費者庁）

一　消費者契約法の一部改正関係

1　第四条第三項第六号の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）に関する改正

当該消費者に対し、霊感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるものとすることとした。（第四条第三項第六号関係）

2　取消権の行使期間の伸長

第四条第三項第六号に係る取消権については、追認をすることができる時から一年間行わないとき、また、消費者契約の締結の時から五年を経過したときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間について、一年間を三年間に、また、五年を一〇年に伸長することとした。（第七条第一項関係）

3　適格消費者団体への協力に関する改正

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費者紛争に関する情報を提供することができることとした。（第四〇条第一項関係）

二　独立行政法人国民生活センター法の一部改正関係

1　目的の改正

センターが消費者紛争を予防するための活動を支援すること等を追加することとした。（第三条関係）